

## 〈出産育児一時金が引上げられます〉

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、38万円から4万円引上げられ42万円となります。

また、被保険者が窓口で現金を支払わなくても済む直接支払制度も実施されます。

### ◎直接支払制度

医療機関等が被保険者（分娩者）に代わって出産育児一時金の支給申請および受取を直接行う制度です。

詳しいことは、保健福祉課 国保医療グループへ問い合わせ下さい。

▼問 保健福祉課国保医療グループ  
☎62・3166

## 〈ポリオ予防接種のお知らせ〉

▼日時 9月16日（水）

▼場所 三春病院3階会議室

▼受付時間 午前9時～10時

▼持参品 予防接種予診票と母子健康手帳

▼注意 三春病院に予備の予診票はありませんので、忘れずに持参してください。

※昭和50年から52年に生まれた保護者の方は、特に、ポリオの免疫を保有している方の割合が他の年齢層に比べて低いため、お子さんが

ポリオワクチン接種を受けるときに再度ポリオワクチンの予防接種（任意接種）を受けることをお勧めします。

ポリオワクチンの予防接種を希望される保護者の方は、事前に保健センターまで申し込みください。

▼問 保健センター  
☎62・5110



## 年金

### 〈サラリーマンの配偶者が退職（失業）した場合〉

サラリーマン（厚生年金・共済組合）の加入者・第2号被保険者の被扶養配偶者は、「第3号被保険者」として、国民年金に加入していませんが、配偶者が退職（失業）して失職すると、夫婦ともに町役場で国民年金の「第1号被保険者」になるための手続きを行い、一人あたり月額14,660円の保険料を納めることとなります。

### ▼前納のお勧め

国民年金保険料には、1年分または6ヶ月など、定められた月数分を前納すると割引になる制度があります。

退職（失業）された方について、夫婦二人で国民年金の

保険料を納めるのは大変ですが、割引のある前納制度を利用することをお勧めします。

前納の割引率は、最大で年2.1パーセント（口座振替で平成21年度の1年分の保険料を前納した場合の実績）となります。

※平成22年度の1年分の保険料の前納額等は、平成22年2月の下旬までに公表される予定です。

### ▼退職（失業）時の特例免除制度

経済的な理由などで、国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

保険料免除制度には、退職（失業）による特例があります。通常の免除申請の場合、申請者ご本人のほか、申請者の配偶者及び世帯主の方の所得が審査の対象となります。

が、退職（失業）による特例免除の場合、申請者本人の所得を除き、申請者の配偶者及び世帯主の所得が審査対象となります。審査の基準が低くなります。

### ▼問 郡山社会保険事務所

☎024・932・3434  
住民課 住民グループ  
☎62・8126



## 福祉

### 〈高齢者・障がい者の人権あんしん相談〉

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、9月6日から9月12日までの7日間、全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」強化週間として、身体的・心理的虐待や差別など高齢者・障がい者の抱える人権問題について、電話相談を実施します。

相談は、人権擁護委員および法務局職員が応じます。秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

なお、強化週間以外の日（土日・祝日を除く）においても、午前8時30分から午後5時15分まで、相談に応じていますので、ご利用ください。

▼期間 9月6日（日）～12日（土）までの7日間

▼時間 午前8時30分～午後7時まで

※ただし、9月6日（日）・9月12日（土）は午前10時から午後5時まで

### ▼相談電話番号

024・534・2021  
▼問 福島地方法務局人権擁護課  
☎024・534・1994  
住民課 住民グループ  
☎62・8126

### 〈おもいやり駐車場利用証が近隣の県で使えるようになりました〉

福島県では、車いすマークのある駐車スペースの適正利用を図るため利用証を発行する「おもいやり駐車場利用制度」を7月1日から開始しています。

また、同年7月28日に、福島・山形・栃木・群馬の4県は、それぞれの県で発行する利用証の相互利用に関する協定を締結しました。

これにより、同年8月3日から、4県でそれぞれ発行された利用証は、4県の協力施設いずれでも利用できるようになります。

今後も、本当に必要な方が利用できるようご協力をお願いします。

なお、詳しくは、利用証の申請・交付窓口までお問い合わせください。

▼申込・問 保健センター  
☎62・3166  
住民課 住民グループ  
☎62・8126

